

静岡県告示第70号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年2月7日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
菊川停車場伊達方線	菊川市西方字別ヶ谷5481番の4から 掛川市逆川字枯松984番の11まで	令和5年2月7日